

令和元年度・安全運転講習会を開催

日時：令和元 年 11 月 19 日（火）

場所：当社・大会議室（2F）

1. 開催目的

当社の安全運転管理規程に基づき、社員の交通ルール意識の再確認と、安心安全の意識向上のために令和元年度・安全運転講習会を佐賀北警察署交通課の協力を得て開催した。

2. 講習会

演題：佐賀県内の交通事故状況・ドライブレコーダーで見る交通事故の実態

講師：佐賀県佐賀北警察署交通課長 警部 藤本 健児 氏

参加者：社員・役員 44名

3. 講習会概要

まず、佐賀県内及び佐賀北警察署管内の交通事故発生状況について説明があった。一昨年、10万人あたり交通人身事故発生件数の全国ワーストワン（二年続けて、静岡県）を脱却し、ワースト2となった。ここ10月、11月で死者5名という死亡事故が発生している。夕暮れ時、夜間の道路横断中の事故であり、視野を確保するためハイビームが基本で、早めのライト点灯、こまめなハイビーム・ロービームの切替をやってほしい。（車から見える距離は、下向きの場合：約40m、上向きの場合：約100mと2.5倍の差がある）

佐賀県の事故原因として、追突事故が45～50%（全国平均は、約35%）となっている。



佐賀北警察署交通課長 警部 藤本 健児 氏

(前を良くみなかった、脇見をしていた、車間距離を十分とっていなかったなど)。車は1秒間に、スピード40km/hで、1.1m、スピード60km/hで、1.7m、スピード80km/hで、2.2m進んでいる。追突事故防止のための「みつつの3」運動が展開中であり、



①「3秒間の車間距離」、②「3秒・30メートルルール（方向指示器）の徹底」、③「3分前の出発」、つまり、追突事故の防止のため、「車間距離の保持」、「方向指示器による合図の要領」、「余裕を持った行動」等、交通法規や安全運転に関する基本事項について、数字の3をキーワードにしたものであり、一人ひとりが自覚を持った運転が必要である。

運転者の「こころ」、①気のゆるみ、②怒り・焦り・心配事、③運転技術の過信が、交通事故につながる。余裕を持ち3分前スタートを心がけて、安全運転に心がけて、交通事故に遭わない、起こさないようにしていく。進路変更は、30m、3秒前の合図を行う必要があることを再確認させられた。

運転する心構えとして、「大丈夫だろう運転、車はこないだろう、歩行者はいないだろう」といった「だろう運転」は事故のもと、「大丈夫でないかもしれない、車がくるかもしれない、歩行者がいるかもしれない」といっ



た「かもしれない運転」を日頃から心がけて、事故を起こさない、事故に遭わないよう「安全運転」を行うことが大切である。

今回、交通事故の実態をドライブレコーダーによる映像を5件紹介されたが。死亡事故の場合は、これ以上の惨事となると思われ、事故の恐ろしさを身にしみて感じたものであった。

今年12月1日から施行される「携帯電話使用等に関する罰則強化」について、話があった。これは、全国的に、携帯電話使用等に係る交通事故件数は、増加傾向にあるなど、運転中のスマートフォンやカーナビ等を見たり操作したりする、いわゆる「ながら運転」が大きな問題となっていることから、改正された。

死亡事故率を比較すると、携帯電話使用等の場合は、使用していない場合と比べ、約2.1倍高くなっているとのことであり、違反点数も3倍（改正後3点）、反則金も3倍（改正後、18,000円：普通車）となっている。

最後に、大串専務から講師に対する謝辞の後、参加者に、この安全運転講習会を契機として、私用車、社用車運転にあたって「事故を起こさない」、「事故にあわない」ように、みんなで、安全運転に取り組んでもらいたいと話された。



講師に対する御礼の言葉（大串専務）

携帯電話使用等に関する罰則強化!

令和元年12月1日~

やめよう! 「ながら運転」

携帯電話等を使用して、交通の危険を生じさせた場合

改正前

★罰則 3月以下の懲役または
5万円以下の罰金
★違反点数 2点
★反則金 大型 12,000円
普通 9,000円
二輪 7,000円
原付 6,000円

厳罰化!

改正後

★罰則 1年以下の懲役
または30万円以下の罰金
★違反点数 6点(免許停止)
★反則金 対象外(罰金適用)

上記以外(携帯電話等を使用)の場合

改正前

★罰則 5万円以下の罰金
★違反点数 1点
★反則金 大型 7,000円
普通 6,000円
二輪 6,000円
原付 5,000円

厳罰化!

改正後

★罰則 6月以下の懲役
または10万円以下の罰金
★違反点数 3点
★反則金 大型 25,000円
普通 18,000円
二輪 15,000円
原付 12,000円

全国的に、携帯電話使用等に係る交通事故件数は増加傾向にあるなど、運転中にスマートフォンやカーナビ等を見たり操作したりする、いわゆる「ながら運転」は大きな問題となっています。

「ながら運転」による死亡事故は毎年発生しており、平成28年10月には横断歩道を横断中の小学4年生の男の子が、スマートフォンでゲーム中のトラックにはねられ亡くなった悲惨な交通事故も発生しています。

死亡事故率を比較すると、携帯電話使用等の場合は、使用していない場合と比べ約2.1倍高くなります。



佐賀北警察署 交通課